

指定管理施設 評価結果票

(評価対象期間：平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで)

施設名	階上町ふるさとにぎわい広場
指定管理者名	株式会社 北日本サービス
指定期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで (5 年間)
施設所管課	産業振興課

評 価 項 目		評 価 結 果	
項 目 評 価	1 施設の設置目的の達成に関する取組 (有効性)		
	(1) 施設の設置目的である事業運営の達成	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に則って施設の事業運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果が得られたか。 ・利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組がなされ、その効果が得られたか。 	d
	(2) 施設の利用状況及び事業への参加状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的に則って、有効に活用 (利用) されていたか。 ・実施された事業への参加者数の増が図られたか。 	c
	(3) 利用者の満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの苦情に対して十分な対応がなされたか。 ・利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られたか。 ・利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされたか。 ・その他サービスの質を維持、向上するための具体的な取組がなされ、その効果が得られたか。 	e
	2 施設運営の効率性の向上に関する取組 (効率性)		
	(1) 経費の低減 (2) 収入の増加 (3) 収支のバランスなど	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果が得られたか。 ・指定管理者から再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされたか。 ・収入を増加させるための具体的な取組がなされ、その効果が得られたか。 ・収支のバランスが適切であったか。 ・経費の効果的、効率的な執行が行われたか。 ・収支の内容に不適切な点はなかったか。 	c
	3 公の施設に相応しい適正な施設の管理運営に関する取組 (適正性)		
	(1) 管理運営の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営には、適切な人員配置がされたか。 ・業務に必要な研修、教育が適切に行われたか。 ・施設の維持管理が適切に行われたか。 ・指定管理者の提案による新たな取組は実施されたか。 	e
	(2) その他に関する評価 (個人情報保護、安全対策、危機管理体制、平等利用など)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に応じた効果的な利用者への情報提供、広報活動が十分になされたか。 ・施設利用者の個人情報の取扱いが適切に行われたか。 ・日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。 ・防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。 ・事故発生時や非常災害時の対応が適切であったか。 ・利用者を限定しない施設では、利用者が平等に利用できるよう配慮されたか。 ・利用者が限定される施設では、利用者の選定が公平で適切になされたか。 	d
総 合 評 価		D	
評 価 判 断 理 由	<p>売上・来客数は伸び続けているが、接客や運営上に対する苦情が非常に多く、町へも投書やメールがきている。これまで何度も指導したにもかかわらず一向に改善されていない。また、階上町の観光拠点施設としての企画やPRが足りない。町の顔である「道の駅」を運営しているという認識が指定管理者から感じられず、町のイメージダウンが心配されるため、早急な改善が必要である。</p>		

(評価基準)

項目評価基準（5段階）	
a	目標及び計画を大きく上回る
b	目標及び計画を上回る。
c	目標及び計画に沿ったものである。
d	目標及び計画を下回り一部に課題がある。
e	目標及び計画を大きく下回り管理が不適切である。

総合評価基準（6段階）	
S	特に優れている。
A	優れている。
B	やや優れている。
C	適正である。
D	努力が必要である。
E	かなりの努力が必要である。